

【海外研究員について】

I. 海外研究員の種別と資格

1. 海外研究員の種別と海外研究員費

※1：神戸学院大学海外研究員運用要領（以下「運用要領」という）参照

2. 海外研究員の条件

種別	期間	人数	海外研究員費支給限度額
長期海外研究員	6か月を超え1年以内	各学部等1名	250万円
短期海外研究員	2か月を超え6か月以内	各学部等1名	120万円
特別海外研究員	2か月以内		50万円あるいは各学部または全学教育推進機構（以下「学部等」という）が個々に配当する予算額のどちらか少ない額※1

- (1) 長期・短期海外研究員は、派遣される年度の4月1日において、本学に2年以上職員として在職する者
- (2) 長期海外研究員は、派遣される年度の4月1日において、原則として55歳以下の者であって、表1の雇用契約期間の定めのない教育職員であること。
- (3) 短期海外研究員は、表1の雇用契約期間の定めのない教育職員であること。
- (4) 特別海外研究員は、表1に定める職員であること。
- (5) 長期・短期海外研究員は帰学後、少なくとも2年間本学に専任職員として在籍すること。

表1

職員		
教育職員		教務職員
雇用契約期間の定めなし	雇用契約期間の定めあり	雇用契約期間の定めなし
「雇用契約期間の定めあり」以外の教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）	特別契約制助教	実験助手
	任期付教員レクチャラー（教授、准教授、講師）	
	任期付教員リサーチャー（助手）	
	特任講師	

【国内研究員について】

I. 国内研究員の種別と資格

1. 国内研究員の種別と国内研究員への支給経費

※1：神戸学院大学国内研究員規程（以下、規程）および施行細則（以下施行細則）
参照

2. 国内研究員の諸条件

【派遣期間】6か月以上12か月以内

【支給経費】国内研究員に支給する所要経費は50万円上限と次の基準により支給

（1）旅費

ア 居住地を離れて滞在する場合

旅費支給内規により本学より滞在地までの往復鉄道運賃普通実費を支給

イ 居住地より通勤する場合

通勤手当の支給内規に準じ旅費を支給

（2）滞在費

居住地を離れて滞在する場合 1か月につき70,000円を支給

（3）研究機関等に対する納付金（在籍料等） 本学より当該機関に納付

【留意事項】

- ・国内研究員として派遣されることのできる者は、国内研究員として派遣される年度の4月1日において本学に2年以上専任の職員として在職する者
- ・国内研究員は、帰任後少なくとも2年間本学に専任教育職員又は事務職員として在職しなければならないこと